

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月31日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
交通機動隊	平成29年1月12日
高速道路交通警察隊	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃
運転免許課	平成29年1月13日
警察学校	〃
さぬき警察署	〃
高松東警察署	〃
機動隊	平成29年1月16日
交通企画課	平成29年2月3日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
公安課	〃
警備課	〃
生活安全企画課	平成29年2月6日
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
総務課	平成29年2月9日
広聴・被害者支援課	〃

企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
東かがわ警察署	平成29年2月27日
小豆警察署	〃
高松北警察署	〃
高松南警察署	〃
坂出警察署	〃
高松西警察署	〃
丸亀警察署	〃
琴平警察署	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 支出について

(ア) 休暇等のため月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤をしていない職員に対し、通勤手当を支給しているものがあつた。(鑑識課)

(イ) 東かがわ警察署相談室間仕切改修工事については、完了報告書を遅滞なく受注者に提出させる必要があつた。また、当該工事の検査結果を受注者に通知する必要があつた。(東かがわ警察署)

##### (3) 検討指示事項

該当事項なし